

# 公 示

## (協力準備調査 (BOP ビジネス連携促進))

独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）が2015年度上期に業務委託契約に基づき実施する予定の案件（協力準備調査（BOP ビジネス連携促進））は別紙のとおりであることを公示します。

本公示に関する照会は、民間連携事業部連携推進課（TEL：03-5226-6960）までお願いします。

2015年7月15日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
小寺 清

### [注1] 企画書提出の資格

企画書提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全庁統一資格審査結果通知書を有する者、同通知書を有していない場合は機構の事前資格審査（競争参加資格）を受けている者に限ります。

資格の詳細については、JICA ホームページ「競争参加資格審査」

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>) を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、企画書提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、企画書提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・ 企画書の提出締切日が資格停止期間中の場合、企画書を無効とします。
- ・ 資格停止期間中に公示され、企画書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、企画書を受付けません。
- ・ 資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、契約手続きを進めます。
- ・ 契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件の企画書は無効とします。

### [注2] 反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者（以下、「応募者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約し、企画書等の提出をもって、誓約したものとします。なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、企画書等を無効とします。

- (1) 応募者の役員等（応募者が個人である場合にはその者を、応募者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- (2) 反社会的勢力が応募者の経営に実質的に関与している。
- (3) 応募者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- (4) 応募者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (5) 応募者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- (6) 応募者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

(7)その他、応募者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)に定める禁止行為を行っている。

[注3] 公示案件の実施

公示案件の実施は、必要な予算が講じられた場合を前提としております。

[注4] 情報の公開

本公示により、企画書を提出し採択された法人においては、契約締結後、提案法人名、案件名、案件概要、調査結果概要を、JICA ホームページ上に原則公表しますのでご承知ください。本公示による採択先については、JICA ホームページで公開いたします。以下に示します具体的内容をご承知の上、競争に参加していただきますようお願いいたします。

なお、企画書等の提出をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 採択内容の公表

本公示により、企画書を提出し採択された法人においては、契約締結後、提案法人名、案件名、案件概要、調査結果概要を、JICA ホームページ上に原則公表します。

(2) 契約内容の公表

本公示により契約に至った契約先に関する情報を「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づき、次のリンクのとおり公表します。

(<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>)。

(3) 一定の関係有する法人との契約に関する情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人の役職員経験者の契約相手方への再就職の情報や当該法人との間の取引等の情報を公表することとなりましたので、次のリンクのとおり情報を公表します

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))。

1) 公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ. 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。